



島根県報

令和8年3月31日（火）

号外第44号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(")	7
島根県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則	(")	8
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(")	8
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	(学校企画課)	9
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	(特別支援教育課)	9

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	10
副校長の設置に関する規程の一部改正	(学校企画課)	10

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第3項各号中「数（次条及び第38条において）」を「数（以下）」に改める。

第26条の3第1項の表中「前記」を削る。

第26条の4の次に次の6条を加える。

（初任給調整手当）

第26条の5 条例第15条の4第1項の教育委員会規則で定める教職員は法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）とし、当該教職員の特定額（条例第15条の4第1項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として教育委員会規則で定める額は当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額とする。

第26条の6 条例第15条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額は、最低賃金額（教職員の在勤する地域について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額をいう。次項において同じ。）とする。

2 最低賃金法第12条の規定による地域別最低賃金の改正があったときは、その決定による最低賃金額を同法第14条第2項の規定によりその効力を生ずることとされる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）の初日から前項に規定する教育委員会規則で定める額として適用する。

第26条の7 条例第15条の4第1項の教育委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第26条の8 条例第15条の4第2項の規定による初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に条例第22条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては当該額に定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教職員（第39条及び第40条において「育児短時間勤務教職員等」という。）にあっては当該額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された教職員（第39条及び第40条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。）にあっては当該額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を、任期付職員条例第4条の規定により採用された教職員（第39条及び第40条において「任期付短時間勤務教職員」という。）にあっては当該額に任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。

第26条の9 条例第15条の4第3項の教育委員会規則で定める教職員は、当該教職員を新たに採用された教職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡教職員特定額」という。）が基準額を下回る教職員とする。

2 前項に規定する教職員の初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する教職員となった日から権衡教職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する教職員の初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡教職員特定額」と読み替えるものとする。

第26条の10 初任給調整手当は、第26条の5から前条までに定めるもののほか、給料の支給方法に準じて支給する。

第27条第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第29条の3第2号中「若しくは」を「、」に改め、「通勤方法」の次に「若しくは条例第18条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）」を、「変更し」の次に「、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」を、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第29条の4中「こと」の次に「若しくは第29条の12の10に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第29条の8第1項第1号中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改める。

第29条の10第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする教職員（次号において「駐車場等利用教職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用教職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第29条の12の9第1項第2号中「、第29条の12の2各号のいずれかに該当するもの」を「第29条の12の2各号のいずれかに該当するものであつて、当該移転後も引き続き当該事情を有するもの」に改め、同号中「前4号」を「アからエまでに掲げるもの」に改める。

第29条の12の10及び第29条の12の11を次のように改める。

第29条の12の10 条例第18条第5項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務学校の周辺又は第29条の4の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 教職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について教職員の配偶者若しくは条例第16条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める施設でないこと。
- (4) 教職員が通勤に使用する自動車等を駐車するために勤務学校を管理する者から使用を許可された施設その他これに類するものでないこと。
- (5) 教職員が自動車等を通常保管するために使用する施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、教職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

第29条の12の11 条例第18条第5項の教育委員会規則で定める教職員は、第29条の10第2号に掲げる教職員とする。

第29条の12の12第4項中「第18条第6項」を「第18条第7項」に、「及び」を「、」に改め、「合計額」の次に「及び条例第18条第5項第1号に定める額」を加え、同条を第29条の12の13とし、第29条の12の11の次に次の1条を加える。

第29条の12の12 条例第18条第5項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が3,000円を超える場合にあつては、3,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第29条の13の2第1項中「第18条第7項」を「第18条第8項」に改め、同項第2号中「又は通勤方法の変更」を「、通勤方法又は駐車場等の変更、駐車場等の利用の開始又は終了」に改め、「運賃等の額」の次に「又は駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第18条第7項」を「第18条第8項」に改める。

第29条の13の3第1項中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改め、同条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

第32条の4第1項中「へき地手当に準ずる手当を支給される」を「同条第1項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める」に改め、同項第1号中「のうち」を「で」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「前に当該学校に異動し」を「前3年以内に、新たに給料表の適用を受ける教職員となって」に改め、「教職員で、指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していない」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける教職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の前日」を「適用日前」に、「し、当該異動」を「したこと又は新たに給料表の適用を受ける教職員となって当該学校に在勤することとなったこと」に改め、「なるもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者で、適用日の前日にへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、へき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

第32条の4第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項中第4号を第6号とし、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「当該教職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務教職員」を「給料表の適用を受ける教職員」に、「、前2条」を「前条第1項及び第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 前項第3号に規定する教職員 適用日前から給料表の適用を受ける教職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

第32条の4第2項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に、「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に、「前2条」を「前条第1項及び第2項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「前項第1号に規定する教職員」を「新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員で指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの」に、「同号に規定する」を「当該」に、「、前2条」を「前条第1項及び第2項」に改め、同号を同項第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける教職員となって、へき地等学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員 適用日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

第37条第1項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「8,300円」を「8,600円」に改める。

第38条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、条例第15条の2第1項の規定により給料の調整額を支給されることとなる教育職員には、加算しない。

第39条中「育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教職員（次条において「育児短時間勤務教職員等」という。）」を「育児短時間勤務教職員等」に、「育児休業法第18条第1項の規定により採用された教職員（次条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。）」を「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」に、「任期付職員条例第4条の規定により採用された教職員（次条において「任期付短時間勤務教職員」という。）」を「任期付短時間勤務教職員」に改める。

附則中第22項を第23項とし、第19項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第18項の次に次の1項を加える。

校 「同 周布小学校 「奥出雲町立仁多中学
 校 同 長浜小学校 雲南市立大東中学校
 校 同 国府小学校 「津和野町立津和野小学校 「松江市立第三中学校
 校 を 同 三階小学校 に、 松江市立第三中学校 を 同 湖南中学校」 に、 同 加茂中学校
 校 同 大田市立長久小学校 同 木次中学校
 校 江津市立高角小学校」 出雲市立河南中学校
 校 同 平田中学校

「大田市立第二中学校 「雲南市立加茂中学校
 同 志学中学校 を 同 木次中学校 「江津市立江津中学校
 を「出雲市立平田中学校」に、 浜田市立第一中学校 を 奥出雲町立仁多中学校 に、 同 青陵中学校」 を
 同 第三中学校」 浜田市立第三中学校」

」

「大田市立第二中学校

同 大田西中学校 に改め、「同 匹見中学校」を削る。

江津市立青陵中学校」

別表第9の8中	「	21,000円	「	21,200円	を に、
		23,000円		23,400円	
		25,100円		25,700円	
		27,100円		28,100円	
		29,100円		30,400円	
		31,000円		32,700円	
		33,000円		35,000円	
		34,900円		37,400円	
		36,900円		39,700円	
		38,800円		42,000円	
		40,700円		44,400円	
		」		」	

「	片道78キロメートル以上	42,600円	」
---	--------------	---------	---

を

「	片道78キロメートル以上82キロメートル未満	46,700円
	片道82キロメートル以上86キロメートル未満	49,000円
	片道86キロメートル以上90キロメートル未満	51,400円
	片道90キロメートル以上94キロメートル未満	53,700円
	片道94キロメートル以上98キロメートル未満	56,000円
	片道98キロメートル以上102キロメートル未満	58,400円

片道102キロメートル以上

60,700円

」

に改める。

別表第10中「同 山佐小学校」を削る。

別表第10の3中「奥出雲町立阿井小学校」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項及び第5項において「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の区分については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

(暫定再任用教職員の初任給調整手当に関する経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第47項に規定する暫定再任用教職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員（次項において「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）とみなして、改正後の規則第26条の5の規定を適用する。

4 令和4年改正条例附則第49項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の規則第26条の8（改正後の規則第26条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(施行日前から駐車場等を利用している教職員の届出)

5 施行日前から駐車場等（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年島根県条例第24号）による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第18条第5項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している教職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の教職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規則第29条の3の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第8号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の表教育連携推進課の項第3号中「及び小中学校等」を削り、同表文化財課の項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 古代出雲歴史博物館に関すること。

第30条第3項の表中

教育機関	調整監	上司の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
------	-----	-------------------------

を

教育機関	調整監	上司の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	副所長	所長を補佐し、所長の命を受け、教育機関の事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第 9 号

島根県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会聴聞手続規則（平成 7 年島根県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「その事務所の掲示場に掲示」を「公示」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項前段の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第 10 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年島根県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「市町村立学校の教職員の給与に関する規則」の次に「（以下「改正後の規則」という。）」を加える。

附則第 4 項中「この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）」を「改正後の規則」に改める。

附則第 8 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

- 8 改正後の規則第 32 条の 4 第 1 項第 1 号の規定は、施行日以後に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。次項において「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された教職員（次項において「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(令和4年島根県条例第30号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。) 附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用をされた令和4年改正条例附則第47項に規定する暫定再任用教職員(次項において「暫定再任用教職員」という。)について適用する。

附則第9項の前の見出し及び同項を削り、附則第10項中「第32条の4第1項第3号」を「第32条の4第1項第2号」に、「又は第22条の5第1項等」を「若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第7項若しくは第11項から第16項まで」に改め、「した日」の次に「又は当該教職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を加え、同項を附則第9項とし、附則中第11項を第10項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第11号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則(令和元年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命権者」を「県教育委員会」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「(前項各号のいずれにも該当する場合は、同項各号の額を合計した額)」を削り、「任命権者」を「県教育委員会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が給与規則第29条の12の10に定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(給与規則第29条の10第2号に掲げる教職員の要件に該当する者を除く。)の通勤手当に相当する報酬の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当に相当する報酬の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当に相当する報酬の額 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として県教育委員会が定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当に相当する報酬の額以外の通勤手当に相当する報酬の額 前2項の規定による額

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第12号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程(昭和46年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第18条の13第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第8条第1項中「調整監」の次に「、副所長、課長」を加える。

第12条の表中

「

東部社会教育研修センター所長 西部社会教育研修センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務課長
---	--------

」

を

「

東部社会教育研修センター所長	1 総務課長
西部社会教育研修センター所長	1 副所長 2 総務課長
青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務課長

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
県立高等学校

副校長の設置に関する規程（平成19年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

題名を次のように改める。

分校長及び副校長の設置に関する規程

第1条中「規程は、」の次に「分校長及び」を加える。

第2条中「県立高等学校に」の次に「分校長又は」を加える。

第3条中「分校又は定時制の課程若しくは」を「定時制の課程又は」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

分校長は、校長の職務のうち分校に関するものを助ける。

第4条中「副校長」を「分校長及び副校長」に改める。

第5条中「前項第1項」を「前条第1項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式その2 (第5条関係)

任 免 書

島根県立〇〇〇高等学校 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;"> 定時制・通信制課程 定時制課程 通信制課程 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>		{	定時制・通信制課程 定時制課程 通信制課程	}					
{	定時制・通信制課程 定時制課程 通信制課程	}							
教 頭 氏 名 〇 〇 〇 〇									
任 免 日 付									
任免事項 島根県立〇〇〇高等学校副校長 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;"> (定時制・通信制課程担当) (定時制課程担当) (通信制課程担当) </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">を</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;"> 任 免 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">ずる</td> </tr> </table>		{	(定時制・通信制課程担当) (定時制課程担当) (通信制課程担当)	}	を	{	任 免	}	ずる
{	(定時制・通信制課程担当) (定時制課程担当) (通信制課程担当)	}	を	{	任 免	}	ずる		
島根県教育委員会教育長 印									

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。